証券コード　7522
平成27年11月９日

株　主　各　位

東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワ　タ　ミ　株　式　会　社
代表取締役社長　清　水　邦　晃

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月20日（金曜日）午後６時00分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年11月24日（火曜日）午後２時

２．場　　所　東京都中野区中野四丁目１番１号
中野サンプラザ　サンプラザホール

（定時株主総会と会場・開始時刻が異なりますので、お間違いのないようご注意願います。）

３．目的事項

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　当社とワタミフードシステムズ株式会社との合併契約承認の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.watami.co.jp/）に掲載いたします。

◎お土産、お食事券のご用意、また、野菜販売の実施も予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 平成27年10月２日に開示しております「当社及び連結子会社の合併並びにワタミの介護株式会社の株式譲渡に関するお知らせ」のとおり、平成27年12月１日を効力発生日として、当社と当社の連結子会社であるワタミフードシステムズ株式会社は合併契約を締結しております。本合併契約の第６条にありますとおり、現行定款第２条の一部変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の事業を営む会社及びそれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理 (1)～(86)　（条文省略） （新設） ２．　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の事業を営む会社及びそれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理 (1)～(86)　（現行通り） (87) 陸・海・空複合運送の取次業、第一種利用運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、倉庫業、輸出入通関業、港湾荷役業 ２．　（現行通り）

第２号議案　当社とワタミフードシステムズ株式会社との合併契約承認の件

１．合併を必要とする理由

当社は、「食」ビジネスのさらなる推進、商品開発体制の強化、及び経営効率の改善を目的として、平成27年３月１日付で、連結子会社であるワタミフードサービス株式会社、ワタミタクショク株式会社、ワタミ手づくりマーチャンダイジング株式会社の３社間での合併を行い、新たにワタミフードシステムズ株式会社としてスタートしております。ワタミフードシステムズ株式会社は、当該３社合併の目的を達成すべく鋭意取り組みを進めている途上にありますが、上記３社それぞれの沿革や事業特性の違いなどから、今もなお事業分野毎に独自の運営がなされているため、組織の融合を目指すための施策を講じることが必要となっておりました。

現在、当社は、事業持株会社として、当社全体の統括機能とともに、各種シェアードサービス機能を有しておりますが、この度、当社の組織統合を進めるにあたって、持株会社体制を見直し、経営と事業運営が一体化された組織体制に移行することが、当社全体にとって最良の選択であるとの判断に至り、この度、当社の100％子会社であるワタミフードシステムズ株式会社を吸収合併することを決定いたしました。

本件吸収合併と同時に、従業員の給与体系など人事制度の統一をあわせて図ることにより、人材の戦略的配置による組織の活性化をさらに進めることが可能になると考えております。これとあわせて経営体制の強化を図り、全社員が一丸となって業績改善に邁進する体制構築を進めていきたいと考えております。

このように、新たな事業推進体制の下、中長期的な企業価値の向上を追求し、株主及びステークホルダーの皆様の利益に資する経営を今後も継続していく一環として合意したものです。

株主の皆様におかれましては、何卒この吸収合併の趣旨にご賛同いただき、本議案のご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

２．合併契約書の内容

合併契約書（写）

ワタミ株式会社（以下「甲」という。）及びワタミフードシステムズ株式会社（以下「乙」という。）は、平成27年10月２日付で、以下のとおり、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を存続会社、乙を消滅会社として、合併（以下「本件合併」という。）を行う。

第２条　（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）：東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワタミ株式会社

乙（吸収合併消滅会社）：東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワタミフードシステムズ株式会社

第３条　（対価）

甲は、効力発生日（第７条に定義される。以下同じ。）において乙の発行済株式（自己株式を除く。）の全部を所有しており、本件合併に際して、株式、金銭その他の対価を交付しないものとする。

第４条　（資本金の変動）

甲は、本件合併に際して、資本金及び資本準備金の額を変更しない。

第５条　（承認株主総会）

１．　甲は、平成27年11月24日を開催日として臨時株主総会（以下「承認株主総会」という。）を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本件合併の手続上の必要性その他の事由がある場合には、甲は、承認株主総会の開催日を変更することができる。

２．　乙は、会社法第784条第１項の規定により、同法第783条第１項に定める株主総会の承認を得ることなく本件合併を行うものとする。

第６条　（定款変更）

甲は、承認株主総会の承認を得た上で、甲の定款を以下のとおり変更する。ただし、かかる定款変更の効力は、本件合併が効力を生ずる直前時において本件合併の効力を生ずるのに必要な要件を充たしていることを停止条件として、効力発生日において発生するものとする。

（下線部は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の事業を営む会社及びそれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理 (1)～(86)　（条文省略） （新設） ２．　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の事業を営む会社及びそれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理 (1)～(86)　（現行通り） (87) 陸・海・空複合運送の取次業、第一種利用運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、倉庫業、輸出入通関業、港湾荷役業 ２．　（現行通り）

第７条　（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年12月１日とする。ただし、本件合併の手続上の必要性その他の事由がある場合には、甲乙間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

第８条　（権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

第９条　（本契約の効力）

本契約の効力は、承認株主総会において承認を得られない場合には、その効力を失うものとする。

第10条　（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項について疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

［本頁以下余白］

以上を証するため、本契約書２通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各１通を保有する。

平成27年10月２日

甲：東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワタミ株式会社
代表取締役社長　　清水　邦晃

乙：東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワタミフードシステムズ株式会社
取　締　役　　門司　実

３．会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第749条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第１号）

当社は、当社がワタミフードシステムズ株式会社の発行済株式（自己株式を除く。）の全てを保有しているため、本吸収合併に際してワタミフードシステムズ株式会社の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付はいたしません。

(2) 会社法第749条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第２号）

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第３号）

① ワタミフードシステムズ株式会社（吸収合併消滅会社）の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事　業　報　告

〔自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日〕

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導による金融緩和等の各種経済政策により円安・株高が進行し、企業収益や個人消費が持ち直しつつあります。しかしながら、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いております。

このような環境下、「お客様に感動を与える店をつくろう」という合言葉のもと、お客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

この度、ワタミフードサービス株式会社、ワタミタクショク株式会社、ワタミ手づくりマーチャンダイジング株式会社は合併することとなり、平成27年３月１日よりワタミフードシステムズ株式会社として発足するはこびとなりました。

今般の合併は、分散していた経営資源の統合により、経営の効率化が図られ社業の更なる発展に大きく貢献するものと確信しております。

事業の取り組みは以下のとおりであります。

（国内外食事業）

国内外食事業におきましては、12店舗を新規出店し、当会計年度末における店舗数は555店舗となりました。一方では不採算店を中心に100店舗の撤退を行う等、業績回復に努めてまいりましたが、顧客数は伸び悩み、既存店売上高前期比は93.4％となっております。

（宅食事業）

宅食事業におきましては、12ヶ所の新規営業拠点を開設し、当会計年度末の営業所数は539ヶ所となりました。高齢者宅配市場において、売上シェアNo.１を維持するものの、競合他社とのお客様獲得競争は依然として厳しい状況が続いております。その結果、３月の最終週における調理済み商品の平日１日あたりお届け数は256千食と前年を下回る水準にとどまっております。

《平成27年３月期実績》

区　　分	実　　績	前　期　比
売　　上　　高	61,382百万円	89.9%
経　常　損　失（△）	△3,968百万円	－
当　期　純　損　失（△）	△8,621百万円	－

② 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、3,273百万円（店舗賃借に係る保証金75百万円を含む）であり、主として下記店舗の出店によるものであります。

■国内外食事業

名　　称	店　　舗　　名			
和　　民 １店舗	大曲駅前			
わたみん家 １店舗	ルルサス防府			
炭　　旬 ８店舗	西明石駅前	京都ヨドバシカメラ	炉暖天満橋	わんぱく酒場鶏太
	炭右衛門茗荷谷	西葛西	岩国縁屋	播州炭右衛門
TGI Friday's ２店舗	名古屋	西梅田		

■宅食事業

名　　称	営　　業　　拠　　点　　名			
営業拠点 12営業所	埼玉本庄	川崎麻生西	千葉大網白里	大阪阪南
	香川高松北	佐賀鳥栖	福岡直方	神奈川鎌倉手広
	岐阜大垣北	広島福山南	富山射水	岐阜可児

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、平成27年３月１日を合併期日として、ワタミフードサービス株式会社、ワタミタクショク株式会社、ワタミ手づくりマーチャンダイジング株式会社の３社を合併し、発足いたしました。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第７期 （平成24年３月期）	第８期 （平成25年３月期）	第９期 （平成26年３月期）	第10期 （平成27年３月期）
売　　上　　高	74,243	72,744	68,270	61,382
経常利益又は経常損失（△）	2,214	1,613	△2,520	△3,968
当期純利益又は当期純損失（△）	606	△228	△6,808	△8,621
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	303,398円59銭	△114,111円45銭	△3,404,158円69銭	△4,310,784円89銭
総　　資　　産	31,289	31,990	26,132	32,656
純　　資　　産	2,533	2,305	△4,502	△10,251
１株当たり純資産（円）	1,266,794円16銭	1,152,682円71銭	△2,251,475円97銭	△5,125,645円95銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ワタミ株式会社	4,410百万円	100%	ワタミグループの統括

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Watami USA Guam	219百万円	100%	米国Guamにおける米国レストランチェーン「TGI Friday's」の経営

(4) 対処すべき課題

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について

当社は宅食事業において調理済商品の食数伸び悩みの影響により、生産工場である「手づくり厨房」の稼働率が低下し固定費負担が増加していること、並びに国内外食事業において二期連続営業赤字となり、不採算店舗の撤退および減損損失の計上を行うなどした結果、8,621百万円の当期純損失を計上したことにより、10,251百万円の債務超過となりました。これらの状況により、当社においては当事業年度末現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

これに対して、当社は二期連続の営業赤字となっている国内外食事業において、まず85店舗の不採算店舗の撤退により店舗段階の収益性の改善を図ります。また、販売促進方法の見直し、店舗配送方法の見直しなど3,500百万円におよぶ抜本的なコスト削減など黒字化に向けた改善計画を策定しています。その着実な実行を図ることにより、安定的に営業利益を獲得できる体制の構築に取り組んでいます。

また、宅食事業においても、商品力の強化、販売促進施策および営業体制の見直しなどにより、新規顧客の獲得とともに既存顧客の囲い込みを進め、シェアの拡大に取り組んでいきます。これらにより、内部留保の蓄積を進めています。

資金面では、親会社であるワタミ株式会社において、主要取引行との間で既存短期借入金10,000百万円の長期切替および必要な年度計画資金の調達について手続きを進めています。なお、年度資金計画は、1,500百万円の設備投資、自己資金による年間3,000百万円の有利子負債削減を前提としていますが、現状の利益計画を下回った場合であっても、必要な場合には株式会社横浜銀行をはじめとした主要取引行に一定範囲での追加資金支援も要請できる見込みであります。このため、親会社であるワタミ株式会社の金融支援を継続して受けれる状況にあり、業績改善に向けた取り組みを着実に進められる状況にあると判断しています。

現在、これらの対応策を進めており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

なお、主要な事業等の課題につきましては、以下の通りであります。

① 国内外食事業

二期連続営業赤字となっている現況を踏まえ、店舗周辺マーケットの回復が見込めない不採算店舗の閉鎖とともに抜本的なコスト構造改革を進め、売上増に依存せず黒字化を実現することにまずは最優先で取り組みます。そのうえで、継続的に付加価値の高いメニューの開発、店舗オペレーションの改革などにより「和民」・「わたみん家」といった主力業態の収益モデルの再構築を行います。また、仕入・製造体制も見直し、食材等原価低減を進めることで、より価格満足度の高い商品施策を可能にしていきます。今後は、居酒屋事業にとどまることなく、新業態の開発・展開を図り、国内外食事業の業態ポートフォリオの最適化を図ってまいります。

② 宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大する一方、競争環境も激化しております。このような状況下において、市場シェアの拡大ともに、既存のお客様に継続してご利用いただくことが重要と考えております。商品力の強化、販促施策、営業体制の見直し等により、新規顧客の獲得を進め市場シェアの拡大を図ります。また、お客様とまごころスタッフとのつながりを大事にするビジネスモデルを維持しつつ、長期ご利用のインセンティブとなる囲い込み施策の強化を図ってまいります。併せて、商品の安全性に対する対策を強化し、一人でも多くのお客様にまごころを込めて商品をお届けできる体制を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

区　　分	事　　業　　内　　容
国内外食事業	飲食店の経営ならびに外食事業におけるフランチャイズ事業の展開
宅　食　事　業	食料品材料セット及び調理済み商品の製造及び販売・宅配

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

ワタミフードシステムズ㈱	本社	東京都大田区羽田１－１－３
	店舗	全国555店
		北海道11、東北18、関東327、甲信越12、中京・東海37、関西88、中国・四国34、九州27、海外１
	営業所	全国539営業所
		東北19、関東180、甲信越37、中京・東海76、関西96、中国・四国42、九州89
	工場	全国12工場
		関東５、中京・東海１、関西２、中国・四国１、九州３

② 国内外食店舗数の状況

業態名	地域	店舗数
「和民」「坐・和民」	北海道	8
	東北	11
	関東	166
	北陸・甲信越	6
	東海	22
	関西	54
	中国・四国	16
	九州	17
	小計	300
「ＧＯＨＡＮ」	関東	13
「饗の屋（きょうのや）」	関東	4
「わたみん家」	北海道	3
「炭の鳥子」	東北	4
	関東	113
	北陸・甲信越	6
	東海	13
	関西	21
	中国・四国	17
	九州	10
	小計	187
「炭旬」	東北	3
	関東	16
	東海	1
	関西	11
	中国・四国	1
	小計	32
「旨い屋」	関東	2
「TGI Friday's」	関東	10
	東海	1
	関西	2
	海外	1
	小計	14
「Wang's Garden」	関東	1
「銀政」	関東	2
国内外食合計		555

③　宅食営業拠点数の状況

地域	営業拠点数
東北	19
関東	180
北陸・甲信越	37
東海	76
関西	96
中国・四国	42
九州	89
宅食合計	539

④　工場数の状況

地域	工場数
関東	5
東海	1
関西	2
中国・四国	1
九州	3
工場合計	12

(7) 使 用 人 の 状 況（平成27年３月31日現在）

当社の使用人の状況

事　業　別	使　用　人　数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
国内外食事業	1,541名（9,233名）	△21名（△369名）	33.0歳	6.1年
宅　食　事　業	537名（1,114名）	142名（904名）	43.0歳	4.4年

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
ワ　タ　ミ　株　式　会　社	20,369百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　普通株式　500,000株

② 発行済株式の総数　普通株式　482,000株
（自己株式480,000株）

③ 株　主　数　普通株式　１名
（前期末比増減なし）

④ 発行済株式の総数の10分の１以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
ワタミ株式会社	2,000株	100.0%

（注） 持株比率は自己株式（480,000株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	清水邦晃	ワタミ株式会社　代表取締役社長
取締役	門司実	ワタミ株式会社　常務取締役
監査役	塚田武	ワタミ株式会社　業務管理本部長
監査役	小田剛志	ワタミ株式会社　執行役員経営企画本部長

（注） 監査役塚田武氏及び小田剛志氏は、社外監査役であります。

② 取締役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	２名	19百万円
合計	２名	19百万円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③　社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会出席率	監査役会出席率	発言状況
監査役　塚田　武	100.0%	100.0%	企業法務実務担当者としての豊富な知識と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　小田剛志	100.0%	100.0%	企業実務経験者としての豊富な知識と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

(3) 会計監査人の状況

①　名　　称　　有限責任監査法人トーマツ

②　報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員行動基準」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ．各種研修会において、コンプライアンスに関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ．内部監査部門として執行部門から独立した業務管理部を置き、定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、取締役会において報告する。

オ．法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、外部第三者機関窓口である「ヘルプライン」を設け、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ．監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、当社の業務執行に係るリスクに関して、執行役員が全体のリスクに関する事項を統括するとともに、個別領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する取締役及び部門長が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ．不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、ワタミ株式会社取締役、リスク管理グループ及び顧問弁

護士等と協働し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するものとする。また、取締役会の下に業務改革会議や部長会議を定時に開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

イ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤　当該株式会社における業務の適正を確保するための体制

当社における業務の適正を確保するため、ワタミグループ企業全てに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員行動基準」を定め、これを基礎として、ワタミグループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、経営会議において業務の執行、施策の実施状況に関して報告を行うこととする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査担当並びに法務担当は、監査役から要請を受けた時には、監査役の職務を補助するものとする。この場合には当該使用人の取締役からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．取締役及び使用人は当社の業務または業績に与える重要な事項については、遅滞無く監査役に報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めるこ

とができることとする。

イ．監査役は、会計監査人、内部監査担当、親会社であるワタミ株式会社の管理担当・監査役と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

⑧　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求等を一切排除する。当社内において反社会的勢力との関係遮断を周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築している。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6,282	流動負債	14,668
現金及び預金	1,911	買掛金	2,940
売掛金	1,580	短期借入金	6
商品及び製品	344	リース債務	1,549
仕掛品	119	未払金	3,820
原材料及び貯蔵品	322	未払費用	2,456
前払費用	1,054	未払法人税等	960
未収入金	335	預り金	438
立替金	366	前受金	20
短期貸付金	4	前受収益	124
繰延税金資産	195	賞与引当金	457
その他	89	販売促進引当金	119
貸倒引当金	△43	その他	1,775
固定資産	26,373	固定負債	28,238
有形固定資産	17,402	長期借入金	20,412
建物	11,785	リース債務	3,203
構築物	252	資産除去債務	3,020
器具及び備品	255	リース減損勘定	74
土地	905	繰延税金負債	265
リース資産	3,973	その他	1,262
建設仮勘定	47	負債合計	42,907
その他	182	（純資産の部）	
無形固定資産	26	株主資本	△10,251
ソフトウェア	20	資本金	100
電話加入権	5	資本剰余金	25,075
その他	0	資本準備金	10
投資その他の資産	8,945	その他資本剰余金	25,064
関係会社株式	161	利益剰余金	△9,746
投資有価証券	2	利益準備金	55
差入保証金	8,466	その他利益剰余金	△9,802
投資固定資産	115	別途積立金	90
長期前払費用	171	特別償却準備金	0
その他	203	繰越利益剰余金	△9,893
貸倒引当金	△176	自己株式	△25,680
資産合計	32,656	純資産合計	△10,251
		負債純資産合計	32,656

損　益　計　算　書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		61,382
売上原価		18,279
売上総利益		43,103
販売費及び一般管理費		47,277
営業損失（△）		△4,173
営業外収益		
受取利息	10	
設備賃貸収入	461	
協賛金収入	199	
助成金収入	13	
雑収入	301	986
営業外費用		
支払利息	179	
設備賃貸費用	435	
雑損失	167	782
経常損失（△）		△3,968
特別損失		
固定資産除却損	103	
リース契約解約損	92	
減損損失	3,601	
賃貸借契約解約損	372	4,169
税引前当期純損失（△）		△8,138
法人税、住民税及び事業税	328	
法人税等調整額	153	482
当期純損失（△）		△8,621

株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
						別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
平成26年４月１日残高	100	－	22,963	22,963	50	－	－	△1,936	△1,886	△25,680	△4,502	△4,502
事業年度中の変動額												
当期純損失(△)								△8,621	△8,621		△8,621	△8,621
合併による増加		10	2,100	2,111	5	90	1	665	760		2,873	2,873
特別償却準備金の取崩							△0	0	－		－	－
事業年度中の変動額合計	－	10	2,100	2,111	5	90	0	△7,956	△7,859	－	△5,748	△5,748
平成27年３月31日残高	100	10	25,064	25,075	55	90	0	△9,893	△9,746	△25,680	△10,251	△10,251

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券　　時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８年～38年
構築物	18年
器具及び備品	５年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	５年

③ 長期前払費用　　均等償却を行っております。なお、主な償却期間は３年から５年であります。

④ リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③　販売促進引当金　　販売促進のための外食店舗に係る各種割引券及び株主優待券の利用による売上値引きに備えるため、利用実績に基づき翌会計年度以降利用見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	27,817百万円
投資固定資産の減価償却累計額	684百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	334百万円
長期金銭債権	5,962百万円
短期金銭債務	6,057百万円
長期金銭債務	21,231百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	38,496百万円
売上原価	37,213百万円
販売費及び一般管理費	2,623百万円
営業取引以外の取引高	198百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済み株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	482,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	480,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
未払事業税及び事業所税否認	87百万円
未払賞与否認	161百万円
貸倒引当金繰入限度額超過額	15百万円
販売促進引当金	42百万円
その他	488百万円
小計	795百万円
評価性引当額	△600百万円
流動資産合計	195百万円
固定資産	
減価償却超過額	1,613百万円
税務上の繰越欠損金	3,903百万円
資産除去債務	1,068百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	61百万円
固定資産除却損・減損損失否認	714百万円
その他	43百万円
小計	7,404百万円
評価性引当額	△7,404百万円
固定資産合計	－百万円
繰延税金資産合計	195百万円
繰延税金負債	
固定負債	
資産除去債務	264百万円
その他	0百万円
固定負債合計	265百万円
繰延税金負債合計	265百万円
繰延税金負債の純額	69百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は従来の37.1%から35.3%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、当社が使用または外部に対して賃貸している店舗設備及び不動産の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は、短期的な預金等に限定し、資金調達は、グループ内の借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛債権は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各部門における責任者が債権の種類ごとに相手先、期日、金額及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図り、適時に把握することでリスクを管理しております。なお、ほとんどの債権は、１ヶ月以内の入金期日であります。

外食事業、宅配事業ならびに転貸事業における賃貸借取引に伴う差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は原則として翌月末日払いであります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,911	1,911	－
(2) 売掛金	1,580	1,580	－
(3) 未収入金	335		
貸倒引当金	△43		
	292	292	－
(4) 立替金	366	366	－
(5) 短期貸付金	4	4	－
(6) 差入保証金	8,466		
貸倒引当金	△176		
	8,290	8,232	△234
資産計	12,446	12,211	△234
(1) 買掛金	2,940	2,940	－
(2) 短期借入金	6	6	－
(3) 未払金	3,820	3,820	－
(4) 未払法人税等	960	960	－
(5) 預り金	438	438	－
(6) 長期借入金	20,412	20,412	－
(7) リース債務	4,752	4,902	149
負債計	42,710	42,859	149

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 立替金、並びに(5) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積った支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、並びに(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、当社の信用状況は借入実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（貸借対照表計上額161百万円）、投資有価証券（貸借対照表計上額２百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と見られるため、上記表には含めておりません。

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ワタミ㈱	4,410	ワタミグループの統括	被所有(直接)100.0%	兼任３名	経営指導	経営指導料の支払（注１）	1,180	未払金	770
						管理業務委託	業務委託料の支払（注２）	538		
						資金の借入	CMSの運用（注３）	20,364	長期借入金	20,369
						債務被保証	利息の支払（注３）	146	－	－
							リース料支払に対する保証の受入（注4）	2,124	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．経営指導料は業務内容を勘案し、親会社と協議して決定しております。

２．業務委託料は親会社予算の管理部内に係る人件費相当額を負担する契約としております。

３．平成20年２月よりワタミグループの残余資金の効率的な運用を行うためにキャッシュマネジメントシステム（ＣＭＳ）を導入し、親会社と金銭の消費貸借契約を締結し、当該残高を長期借入金としております。当該長期借入金は、市場金利を勘案の上、合理的な利率に基づいて利息を支払っております。なお、取引金額については平成26年４月～平成27年３月における平均残高を記載しております。

４．当社のリース料支払いに対し、親会社の連帯保証を受けており、保証料の支払はしておりません。

９．企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

当社は平成27年１月22日の臨時株主総会において、当社兄弟会社である、ワタミタクショク株式会社及びワタミ手づくりマーチャンダイジング株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、平成27年３月１日をもって吸収合併を実施いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

	消滅会社	消滅会社
結合当事企業	ワタミタクショク株式会社	ワタミ手づくりマーチャンダイジング株式会社
事業の内容	食料品材料セット及び調理済み商品の販売・宅配	食品の製造・卸及び問屋から酒・飲料類を仕入れ、当社グループの外食直営店・フランチャイズ加盟店、介護施設への納入 食料品材料セット及び調理済み商品の製造及びワタミタクショク㈱への納入

② 企業結合日　　平成27年３月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、ワタミタクショク株式会社及びワタミ手づくりマーチャンダイジング株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称　　ワタミフードシステムズ株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

今般の厳しい事業環境を踏まえ、６次産業モデルを活かした付加価値の高い商品を継続して生み出していくには、２次産業部門のワタミ手づくりマーチャンダイジング株式会社と３次産業部門である当社並びにワタミタクショク株式会社を合併し、製販一体型の組織に改編することが最良であると判断いたしました。

また、当社を含めた結合当事企業は、当社の親会社であるワタミ株式会社の100%子会社同士であるため、当社は合併に際して、株式その他の金銭等の割当ては行っておりません。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	△5,125,645円95銭
(2) １株当たり当期純利益（△は損失）	△4,310,784円89銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年６月５日

ワタミフードシステムズ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ワタミフードシステムズ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役の監査報告

監　査　報　告　書

私たち監査役は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法及びその内容

私たち監査役は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年６月５日

ワタミフードシステムズ株式会社

監　査　役　塚　田　　武　㊞

監　査　役　小　田　剛　志　㊞

以　上

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第５号）
該当事項はありません。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

本臨時総会終結の時をもって、監査役石井誠二氏が辞任いたします。そのため、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略　歴　、　当　社　に　お　け　る　地　位 及　び　重　要　な　兼　職　の　状　況	所　有　す　る 当　　社　　の 株　式　の　数
清　永　敬　文 （きよなが　たかふみ） （昭和42年10月19日）	平成７年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） のぞみ総合法律事務所入所（現任）	－株

（注）１．候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者清永敬文氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

３．補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由

清永敬文氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、監査役に選任された場合に当社の監査体制に活かしていただくために、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

清永敬文氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：中野サンプラザ　サンプラザホール
東京都中野区中野四丁目１番１号



＜交通＞　　◆JR中野駅下車北口徒歩２分
※駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

＜受付＞　　受付開始時間は午後１時を予定しております。
会場には株主様のみがご入場できます。同伴者様はご入場できませんので何卒ご了承ください。

※お土産、お食事券のご用意、また、野菜販売の実施も予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。